

吉城園周辺地区保存管理・活用事業について

1. 現状と課題	1
2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理(一部、具体的な文言に修正)	2~16
3. 当初計画	
3-1 当初計画概要	17
3-2 ご意見	18
4. 計画変更内容	
4-1 変更の主旨	19
4-2 名勝奈良公園の価値を向上させる保存の観点からの変更	20~32
4-3 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更	33~40
5. その他の変更箇所と変更のない箇所	41~47
6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画	
6-1 知事公舎の庭	48~55
6-2 知事公舎保存活用計画(報告)	56~59

2019年8月30日

奈良県

※県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

1. 現状と課題

■ 位置

- ・ 吉城園周辺地区は、都市公園奈良公園(約500ha)の西端に位置し、奈良公園の玄関口に位置する場所(約3.1ha)である。
- ・ 近鉄奈良駅から大宮通りを東に移動し、興福寺、県庁舎を経て、東大寺に至る奈良公園の主要ルートに面している。

■ 成り立ち

- ・ 中世から近世にかけて、興福寺境内として関係諸院・諸坊等が立地
- ・ **大正11年に計画地の一部が国指定「名勝奈良公園」に指定**
- ・ **昭和2年に計画地全てが追加指定**

■ 現状と課題

- ・ 吉城園周辺地区は、「御認証の間」を残す知事公舎をはじめ、**当該地独特の邸宅の佇まいが残っているが、一部、建物の老朽化が著しく、また、樹林地も鬱蒼としており、十分に維持できていない。**



老朽化が進む旧青少年会館

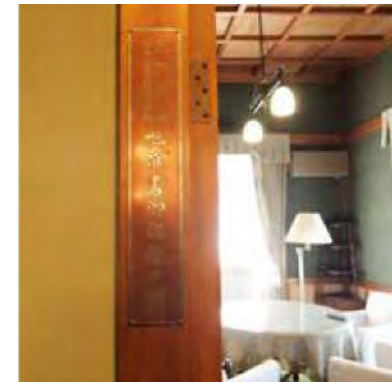


鬱蒼とした樹林地

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。



吉城園周辺地区の位置(赤枠)



知事公舎
批准書御認証の間入口



2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

(前回資料)

- 整備計画の検討に当たっては、吉城園周辺地区の価値を高める整備となるよう、計画地の主な価値である「①地割り」、「②樹林地」、「③建築物」に十分配慮することとする。

吉城園周辺地区の価値を構成する主要素	整備計画の検討に当たっての前提条件の整理
① 地割り	<ul style="list-style-type: none">過去の地割りの変遷から継承すべき地割りについて整理また、当該地をとりまく塀と各敷地内の塀の扱いについて整理
② 樹林地	<ul style="list-style-type: none">過去の航空写真や毎木調査の結果、悉皆調査の結果から、計画地の植栽計画を整理
③ 建築物	<ul style="list-style-type: none">各建物の価値とその活用方針等について整理

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

(文言修正)

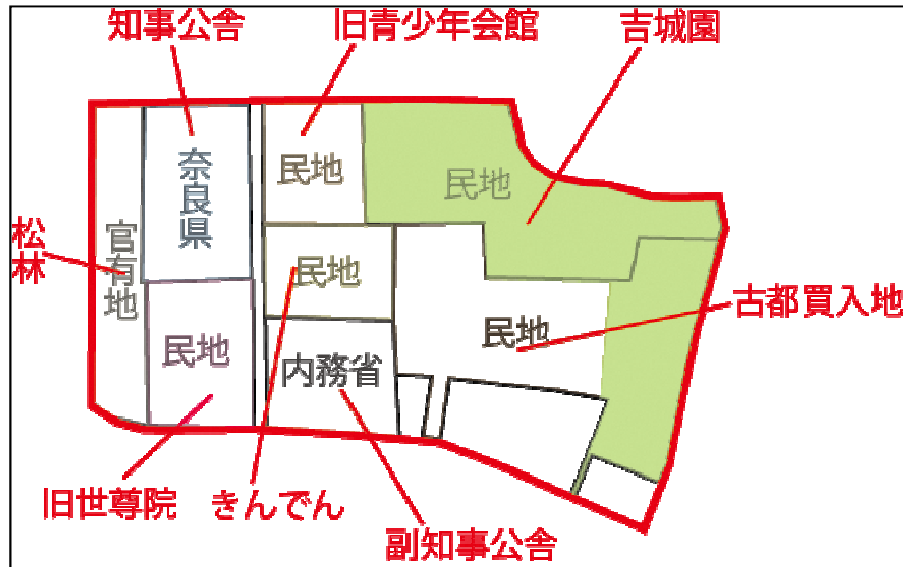
- 整備計画の検討に当たっては、吉城園周辺地区の価値を高める整備となるよう、計画地の主な価値である「①地割り」、「②樹林地」、「③建築物」に十分配慮することとする。

吉城園周辺地区の価値を構成する主要素	整備計画の検討に当たっての前提条件の整理
① 地割り	<ul style="list-style-type: none">過去の地割りの変遷から継承すべき地割りについて整理また、当該地をとりまく塀と各敷地内の塀の扱いについて整理
② 樹林地	<ul style="list-style-type: none">過去の航空写真、毎木調査の結果、庭園悉皆調査の結果から、樹林地の価値とその扱いについて整理
③ 建築物	<ul style="list-style-type: none">各建物の価値とその活用方針等について整理

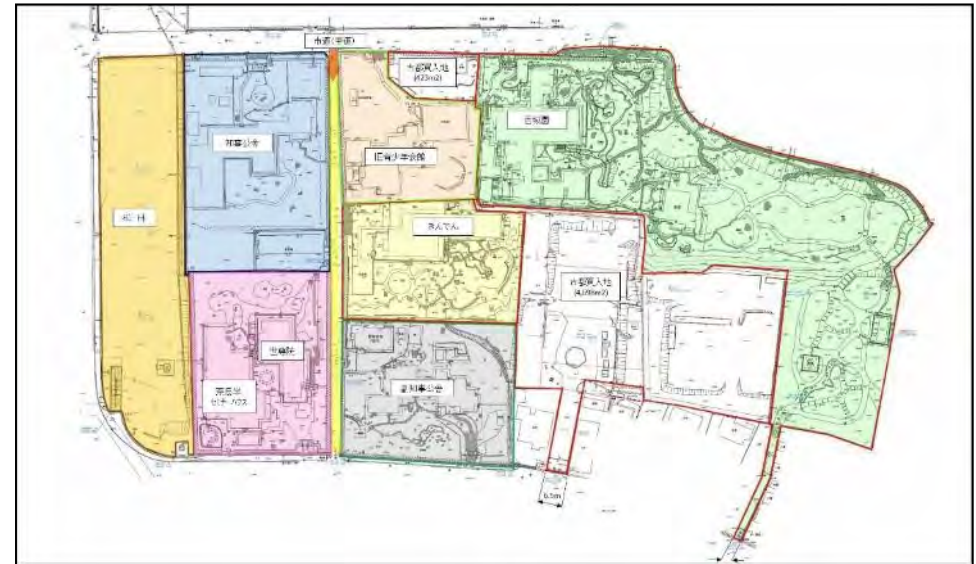
2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

1. 地割りの価値の継承（修正なし）

② 大正11年（1922年）※名勝指定時



○現在の地割り



現在の地割りは、名勝指定時の②大正11年の地割りを色濃く継承している。

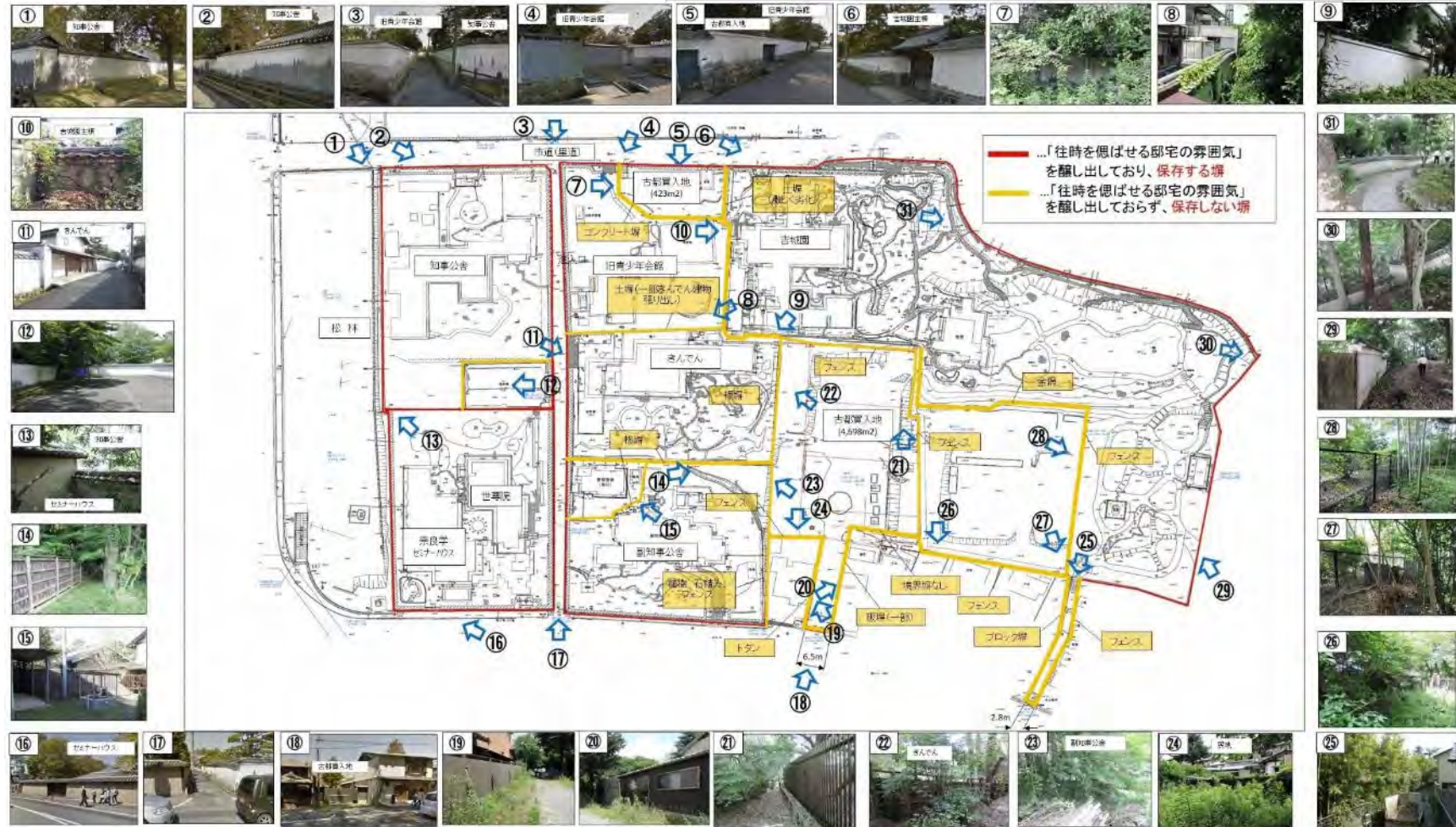
名勝指定当時の地割りを保全し、連綿と続いてきた当該地の空間美を後世に伝える。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

1. 地割りの価値の継承（修正なし）

【保存・活用コンセプト】

吉城園周辺における名勝の価値は、江戸末期から昭和初期の和と洋が織りなす近代建築物と、
往時を偲ばせる邸宅の雰囲気醸し出す空間美



保存・活用の方針

・「興福寺旧境内」が形成する良好な風致を継承し、「往時を偲ばせる邸宅の雰囲気醸し出す空間美」が感じられるよう、名勝指定当時の地割りを保全する。

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承 (前回資料)

①林床の明るい樹林地の創出

②奈良公園の景観を背景とした樹林地の創出
(遠景)

③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地の創出
(中景)

④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地の創出
(近景)

現在の鬱蒼とした樹林地

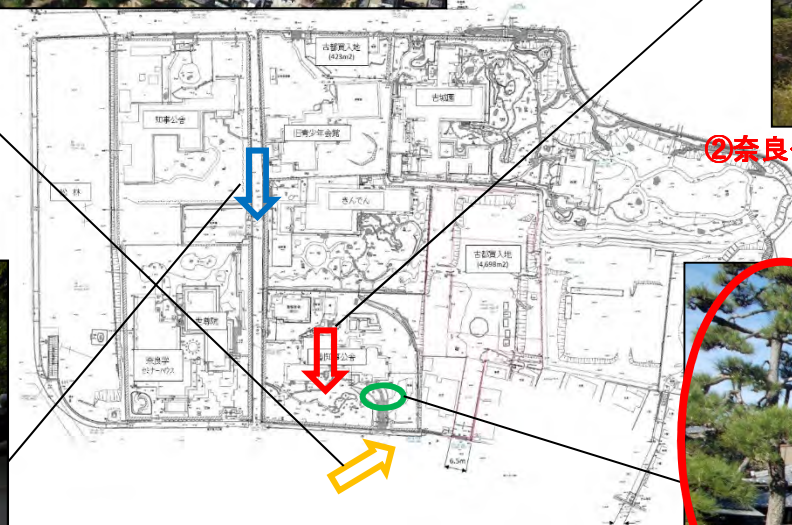


背景となるマツ



①林床の明るい樹林地

②奈良公園を背景とした樹林地【遠景】
(副知事公舎から南側の奈良公園を望む)



③隣接地との連続性・一体性をもった樹林地【中景】
(市道から南側を望む)



④庭園等の履歴を活かした敷地内の樹林地【近景】
(副知事公舎玄関部の正真木「クロマツ」)

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承（具体的な文言に変更）

基本的な考え方

- ① 吉城園周辺地区の樹林地は、建築に付随する庭園としての履歴を有しており、建築と相俟って本地区の風致を構成している。(写真1、写真2)
⇒ 従って、庭園としての価値を適正に把握し、積極的にその価値の継承を図る。
- ② 個々の敷地の樹林地は、敷地内で完結するものではなく、隣接地、さらに敷地外の奈良公園(東の山々を含む)との連続性・一体性を有しており(写真3、写真4)、全体として調和のとれた景観を構成している。
⇒ 敷地内のみならず、隣接地、周辺にひろがる奈良公園(東の山々を含む)との連続性・一体性をもつ樹林地の継承を図る
- ③ 維持管理不足により、全体として樹木の過密化や実生木・下草類の繁茂により、暗く鬱蒼とした状態にあり(写真5)、日照や通風、景観等の機能低下が著しい状況にある。
⇒ 上記①②を大前提としたうえで、全体として林床の明るい健全な樹林地へ誘導する。



写真1(知事公舎)



写真2(副知事公舎)



写真3(里道風景)



写真4(東方向への風景)



写真5(古都買入地)

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承 (前回資料)

・奈良市庭園悉皆調査等による各施設の庭園の現状は以下のとおり。

施設名	庭園の現状
知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 私邸部の南側の庭には広場を包むように桜が植栽されている。 公邸部の南側には、ツツジや針葉樹を主体とした回遊ができる庭が広がっている。
吉城園	<ul style="list-style-type: none"> 大正期の大石趣味を色濃く反映した庭園。 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割を果たしている。
世尊院	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は客殿を取り囲む5つの区域に区分され、玄関前の庭、客殿の東・西・北の庭、セミナーハウス北の庭がある。 表門から玄関前の庭は客殿およびセミナーハウスへのアプローチで、格子状にコンクリートを打ち、その中を細粒の舗装が施されている。 東側の庭は砂利敷きの中に大ぶりの景石を配し、北側の庭に繋がっている。 北庭には築山がなく、眺望も特になかったと思われる。 客殿西側の庭は、客殿とセミナーハウスを繋ぐ中庭のような空間であり、両方の建物から見るために構成された庭である。 現在は枯池だが、かつては防火水のための溜池であった可能性もある。 ウメ、エノキ、カシ、クスノキなど、古木、巨木が多く、江戸時代の旧世尊院庭園の残像を伝えている。
副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は表門から玄関までの前庭、私邸部南の庭、私邸部北の庭からなる。 表の庭は南東隅に低い築山があり、その手前に石組み護岸の池が設けられている。 途中に石橋が2カ所に架かっている。 裏の庭の北にはコンクリートのたたきの小道と3つの花壇が配置されている。 敷地の北東部に1m強の素彫りの溝が斜行するが、庭の景として積極的な利用がされた様子はない。 表の庭は私邸の南面する座敷から眺める庭であり、若草山などの東の山を意識した構造にはなっていない。
旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は二階建ての和館および講堂の南側に位置する主庭と、北面する玄関付近の前庭がある。 前庭は建物周りに幾分かの石を据え、植え込みに沿って土留めとしている。 主庭は敷地南東側を1m程度盛土し築山風にして地形に変化をつけている。 築山は西へ舌状に張り出し、末端に石を据え、段差はS字を描く。 段差部に描かれた庭石脇には他に2石あり、南の段差部にも2石が確認できる。
きんでん	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は西側のロビー前の平庭、東側の築山のある池庭に二分される。 平庭はテラスに面して幅1.5mある沓脱石を打ち、中央付近に幅7mのしだれ桜を配する。 要所に高さ2mから3mまである灯籠や景石を配置しており、ロビーからの眺めが強く意識されている。 東側の池庭には、中央部に築山を設け、周囲に飛び石を打ち、回遊できるようにしている。 飛び石には2mを超える大振りな石も用いられている。 ロビーの東面と食堂前に南東から細長い池が延びる。 池の中央に長さ3mの石橋、池の南東奥に高さ2.4mの鏡石、池の北西隅に高さ1.5m、幅1.5mある巨大な手水鉢が配置されている。

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承（知事公舎の庭の調査結果を反映）

・奈良市庭園悉皆調査等による各施設の庭園の現状は以下のとおり。

施設名	庭園の現状
知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は表門から玄関までの前庭、その東の洋館応接室前の北庭、居住棟の東から南に広がる南庭の3区画で構成される。 前庭は、築山のある車回しを設け、その中央にマツや立石を配する。 前庭の東西両面は板塀で限られ、塀沿いに並ぶヒノキやスギが圍繞感を醸し出している。 北庭は、公邸の洋館応接室からの鑑賞を意図した平庭で、モミ、ヒノキ、スギ等の針葉樹の混植により、独特の深林の趣を呈している。 南庭は、東方の若草山や春日山への眺望を重視した、明るく開放的な作りの庭である。 北庭における針葉樹の使い方や、南庭における眺望を重視する構成、随所に伏石を据えること等に、近代庭園の特徴を良く残しているが、灌木の繁茂によりその特徴が見えにくい状態にある。
吉城園	<ul style="list-style-type: none"> 大正期の大石趣味を色濃く反映した庭園。 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割を果たしている。
世尊院	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は客殿を取り囲む5つの区域に区分され、玄関前の庭、客殿の東・西・北の庭、セミナーハウス北の庭がある。 表門から玄関前の庭は客殿およびセミナーハウスへのアプローチで、格子状にコンクリートを打ち、その中を細粒の舗装が施されている。 客殿の東の庭は砂利敷きの中に大ぶりの景石を配し、客殿北の庭に繋がっている。 客殿西の庭は、客殿とセミナーハウスを繋ぐ中庭のような空間であり、両方の建物から見るために構成された庭である。 北庭には、ウメ、エノキ、カシ、クスノキなど、古木、巨木が多く、江戸時代の旧世尊院庭園の残像を伝えている。
副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は表門から玄関までの前庭、私邸部南の庭、私邸部北の庭からなる。 表の庭は南東隅に低い築山があり、その手前に石組み護岸の池が設けられている。 裏の庭の北にはコンクリートのたたきの小道と3つの花壇が配置されている。 敷地の北東部に1m強の素彫りの溝が斜行するが、庭の景として積極的な利用がされた様子はない。 表の庭は私邸の南面する座敷から眺める庭であり、若草山などの東の山を意識した構造にはなっていない。 土塀の向こうのクロマツとの調和を意図したクロマツの植栽がみられ、アセビやオガタマノキ等この場所ならではの植栽もみられる。
旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は二階建ての和館および講堂の南側に位置する主庭と、北面する玄関付近の前庭がある。 前庭は建物周りに幾分かの石を据え、植え込みに沿って土留めとしている。 主庭は敷地南東側を1m程度盛土し築山風にして地形に変化をつけている。 植栽は長年手入れされておらず、建物に迫っているものも多い。
きんでん	<ul style="list-style-type: none"> 庭園は西側のロビー前の平庭、東側の築山のある池庭に二分される。 平庭はテラスに面して幅1.5mある沓脱石を打ち、中央付近に幅7mのしだれ桜を配する。 要所に高さ2mから3mまである灯籠や景石を配置しており、ロビーからの眺めが強く意識されている。 東側の池庭には、中央部に築山を設け、周囲に飛び石を打ち、回遊できるようにしている。 飛び石には2mを超える大振りな石も用いられている。 ロビーの東面と食堂前に南東から細長い池が延びる。 池の中央に長さ3mの石橋、池の南東奥に高さ2.4mの鏡石、池の北西隅に高さ1.5m、幅1.5mある巨大な手水鉢が配置されている。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承 (前回資料)

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

- 各施設の樹林地の価値評価と方針について以下に示す。

施設名	価値評価と方針
知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以前に整備された施設であるため、当時の建物と庭園の関係性を今に伝える要素のひとつと言える。また、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 庭園及び樹林地について保存する。
吉城園	名勝指定(大正11年)以前に整備された施設であり、庭園としても、樹林地としてもその価値が現在まで継承されてきたため、 今後もこれまで同様に保存していく。
世尊院	世尊院の建物自体は名勝指定(大正11年)以前に整備されたものであるが、庭園や樹木は昭和62年～平成元年における改修、保存時に手を加えられており、庭園自体に特徴的な価値は見受けられない。しかし、名勝指定時から継承されてきた古木、巨木なども存在する。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
副知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、知事公舎に見られる建物と庭園の関係性を持つため、知事公舎と同様にその関係性を今に伝える要素のひとつと言える。ただし、庭園自体に特徴的な価値は見受けられない。また、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
旧青少年会館	明治期に大規模な住宅が建てられ、昭和32年に県所有となり青少年会館として活用されていたが、航空写真から概ね過去の樹林地を継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
きんでん	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であり、庭園自体にも特徴的な価値は見受けられない。しかし、航空写真から過去の樹林地を今もなお、継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。
古都買入地	航空写真から住宅が建てられた時代もあったが、概ね過去の樹林地を継承していると言える。よって、 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出する。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

2. 樹林地の価値の継承（具体的な計画方針を記載）

- 各施設の樹林地の価値評価と方針について以下に示す。

施設名	価値評価と方針
知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以前に整備された施設であり、当時の建物と庭園の関係性を今に伝える要素のひとつと言える。庭園は、建物の性格と連動した3区画で構成され、近代庭園の特徴を有し、各々異なる風趣を呈している。 よって、 重要な景観として、当初の特徴が灌木の繁茂で見えにくい現状を改善し、3区画の風趣を活かした樹木景観を継承する。
吉城園	名勝指定(大正11年)以前に整備された施設であり、庭園としても、樹林地としてもその価値が現在まで継承されてきたため、 今後もこれまで同様に保存していく。
世尊院	世尊院の建物自体は名勝指定(大正11年)以前に整備されたものであるが、昭和62年～平成元年における改修、保存時に手を加えられており、庭は原型を留めていない。ただし、旧世尊院庭園の残像を伝える古木・巨木が多く、固有の風致を有する。 よって、 クスノキ等の巨木とその周辺の築地塀や奈良公園のマツ等が一体となった景観を継承する。
副知事公舎	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、知事公舎に見られる建物と庭園の関係性を持つため、知事公舎と同様にその関係性を今に伝える要素のひとつと言える。 背景となっている奈良公園のクロマツとの調和を意図したクロマツなど、随所に特徴のある植栽がみられる。よって、 南側築地塀内側のカエデやアセビ等の多様な樹木を保存し、奈良公園を背景とした景観を継承する。
旧青少年会館	明治期に大規模な住宅が建てられ、昭和32年に県所有となり青少年会館として活用されていた。 庭園の特徴は判読しづらいが、奈良公園のマツを背景にした市道から南への景観形成や、吉城園主棟から当該地を望む景観の背景形成等、この一帯における重要な樹木景観となっている。 よって、 カエデや大径木のケヤキ等を保存し、吉城園や築地塀等と一体となった風情を継承する。
きんでん	名勝追加指定(昭和2年)以降に整備された施設であるが、沓脱石や石橋、池の護岸石、飛石に巨石を使う等、大正期の住宅庭園に好まれた意匠がみられる。 よって、 現存する庭石、水景、築山の保存や、カエデやダイスギ等の特徴的な樹木景観を継承する。
古都買入地	航空写真から住宅が建てられた時代もあったが、概ね過去の樹林地を継承していると言える。 よって、 吉城園や国立博物館側からの景観に配慮しつつ、ヒマラヤスギ等の特徴的な樹木景観を継承する。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

3. 建築物の価値の継承 (前回資料)

基本的な考え方

- 吉城園周辺地区は、中世から近代に至る連綿とつづく歴史・文化を伝える重要な役割を果たしている。
- 吉城園周辺地区を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素、その他要素の価値を見定め、積極的な保存を図る。

	構成要素	価値評価
保存する構成要素	吉城園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有形文化財 ・ 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割 ・ 奈良公園の重要な景観構成要素である吉敷川や沿川の樹林地に面し、連続した景観を形成
	知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重厚な雰囲気を持つ木造平屋建であり、歴史的価値を有する「御認証の間」が概ね当時のまま残る ・ 公邸及び私邸の南側の庭は、それぞれに特徴を有しており、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素
	旧世尊院客殿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中庭・屋敷林とともに、入母屋造棧瓦葺の玄関や客殿など、公園の風致・景観と一体となった意匠、形態である貴重な建築物
	副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公邸部は洋館となっており、その建築様式は奈良公園周辺では珍しい ・ 併せて、南側の庭は流れがあり、刈り込まれた庭木が配置され、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素となっている
	旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に保存状態は良くないが、和風住宅に独立した洋館がつく、奈良市では珍しい建物
	松林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「轟橋行人」・「雲井阪の雨」として南都八景に選ばれたみどり池に連続する松林であり、その歴史を伝える重要な要素
	築地堀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉城園外周を区画する築地堀は、鹿の侵入を防止し、本地区の風致を維持向上する要素

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

3. 建築物の価値の継承（知事公舎の庭の調査結果を反映）

基本的な考え方

- 吉城園周辺地区は、中世から近代に至る連綿とつづく歴史・文化を伝える重要な役割を果たしている。
- 吉城園周辺地区を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素、その他要素の価値を見定め、積極的な保存を図る。

	構成要素	価値評価
保存する構成要素	吉城園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有形文化財 ・ 建物、庭ともに奈良の一等地に相応しい贅沢で上質な寺家的な造りであり、周辺地域の景観上も重要な役割 ・ 奈良公園の重要な景観構成要素である吉敷川や沿川の樹林地に面し、連続した景観を形成
	知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重厚な雰囲気を持つ木造平屋建であり、歴史的価値を有する「御認証の間」が概ね当時のまま残る ・ 洋館応接室からの鑑賞を意図した北庭及び、居住棟の東から南に広がる南庭は、建物と相まって構成される要素となっている
	旧世尊院客殿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中庭・屋敷林とともに、入母屋造棧瓦葺の玄関や客殿など、公園の風致・景観と一体となった意匠、形態である貴重な建築物
	副知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公邸部は洋館となっており、その建築様式は奈良公園周辺では珍しい ・ 併せて、南側の庭は流れがあり、刈り込まれた庭木が配置され、建物と相まって本地区の風致を維持向上する要素となっている
	旧青少年会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に保存状態は良くないが、和風住宅に独立した洋館がつく、奈良市では珍しい建物
	松林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「轟橋行人」・「雲井阪の雨」として南都八景に選ばれたみどり池に連続する松林であり、その歴史を伝える重要な要素
築地堀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉城園外周を区画する築地堀は、鹿の侵入を防止し、本地区の風致を維持向上する要素 	

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

3. 建築物の価値の継承（修正なし）

- 各建築物の保存管理・活用方針については、以下のとおり。

既存施設	保存、撤去等	保存管理・活用方針
知事公舎	公舎・庭園の風趣を活かした樹木景観を保存	公舎を保存管理・活用した便益事業等の実施
旧世尊院客殿	客殿・中庭の保存	旧世尊院を保存管理・活用した便益事業等の実施
吉城園	主棟・茶室・庭園の保存	主棟・茶室を保存管理・活用した便益事業等の実施
副知事公舎	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	公舎を一部保存管理・活用した便益事業等の実施
旧青少年会館	和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存	青少年会館を一部保存管理・活用した便益事業等の実施
国際奈良学セミナーハウス	解体・撤去	民間施設の新規整備
奈良県警本部長秘書官宿舎	解体・撤去	民間施設の新規整備
きんでん保険組合奈良保養所	-	民間施設の新規整備
古都買入地	-	民間施設の新規整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の築地塀の保存 ・敷地内の塀のうち、塀としての価値がないものは撤去 ・名勝指定当時の地割りの保存・継承 ・奈良公園を構成する重要な松・桜・楓・杉については保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・築地塀への出入口設置

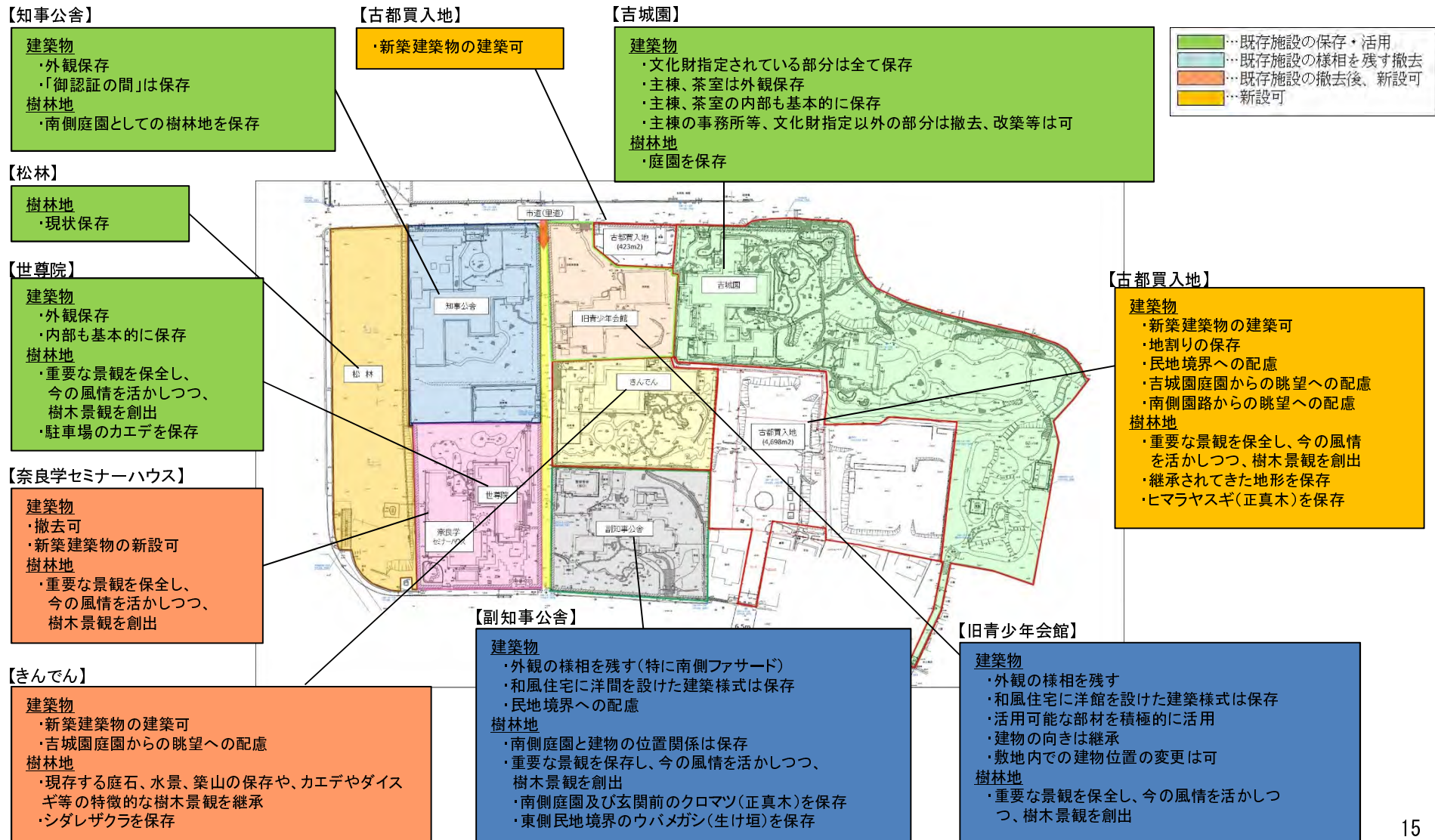
※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

計画地における価値の継承のまとめ（前回資料）

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

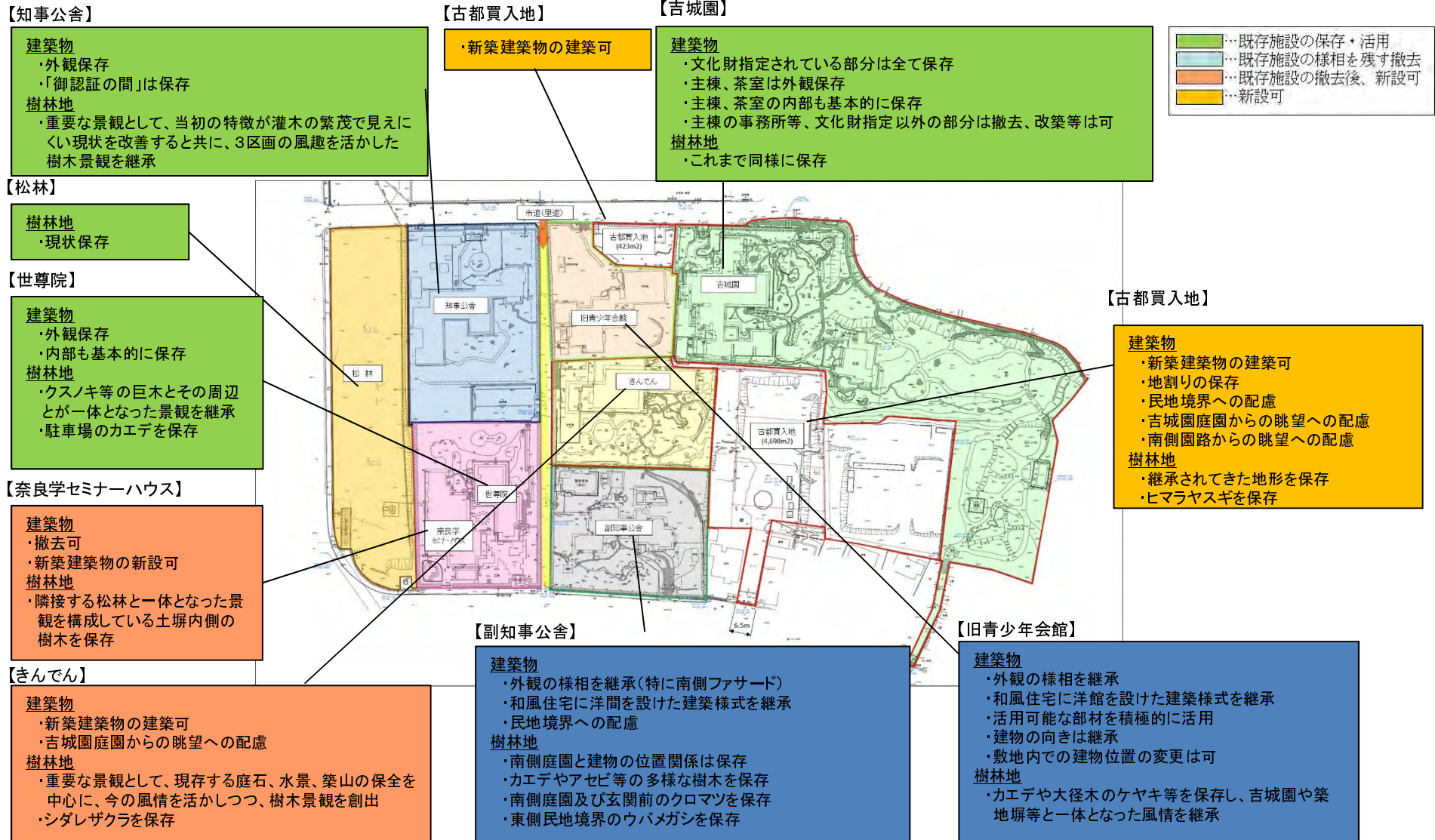
- 現在の地割りを引き続き保存するが、敷地内の塀については過去の地割りがわかるように表示をするなど塀自体の撤去は可能。
- 建築物、樹林地については以下の通り。



2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

計画地における価値の継承のまとめ（具体的な計画方針を記載）

- 現在の地割りを引き続き保存するが、敷地内の塀については過去の地割りがわかるように表示をするなど塀自体の撤去は可能。
- 建築物、樹林地については以下の通り。



※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

3. 当初計画

1. 当初計画概要

■ 施設概要

交流機能

- ・レストラン
- ・アーカイブ施設
- ・多目的空間
- ・吉城園

宿泊機能

- ・宿泊施設(約50~70㎡)

■ 配置図



3. 当初計画

2. ご意見

奈良公園地区整備検討委員会・部会、日本イコモスから いただいた意見

奈良公園地区整備検討委員会・部会

(当初計画の意見)

H29,4,10 検討部会

- ・ 既存建物の価値を着実に保存管理・活用するためにも、整備内容をより詳細に検討する必要がある。
- ・ 基本的なコンセプトは十分に整理されていると思うので、**都市公園と利用促進とのバランスが重要**。価値の保存だけでなく、活用する上で機能として変化していくところもあるので、価値の保存と活用の両面を前提に検討する必要がある。

H29,4,12 検討委員会

- ・ 名勝としての価値の保存と活用、都市公園としての公開性の担保を踏まえ、敷地全体の整備内容をチェック、ブラッシュアップしていけるよう、検討委員会及び部会で議論するプロセスを今後も継続する必要がある。
- ・ 宿泊施設の公開性の担保には工夫の余地がある。

H30,2,8 日本イコモス

- ・ 土地の借料などの収益は、奈良公園の保存・維持・管理に直接役立つ特別会計として運用するなど、制度的な枠組みをつくることを提案
- ・ **都市公園の便益施設であるので、一般公園利用者にも一定の公開ができるよう、手段や方法を示すことを希望**
- ・ 歴史的建造物・庭園・樹木を、適切に保存・整備されることによって、事業計画全体の価値がより高まるという観点にたって、事業を慎重に進められることを希望
- ・ 文化財専門家による指導、県文化財保存課を含めた庁内体制を整備した上で、文化財の保護、世界遺産及びバッファーズーンの保全、都市公園の適正な管理等についての責任を果たすことを希望

4. 計画変更内容

1. 変更の主旨

詳細な検討を加えた結果、以下の2つの観点から変更をするもの

1. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

→ 残すべき名勝の価値は保存・保全しつつ、敷地内の全体のボリューム感を抑え、静寂な空間を確保

2. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

→ 名勝への影響がない範囲で利用者の利便性に配慮し、公開性を向上

※ 保存・・・名勝の価値が認識されており、修復保存を行う
保全・・・文化財としての本質的な価値を減じないように配慮しつつ、手を加える部分

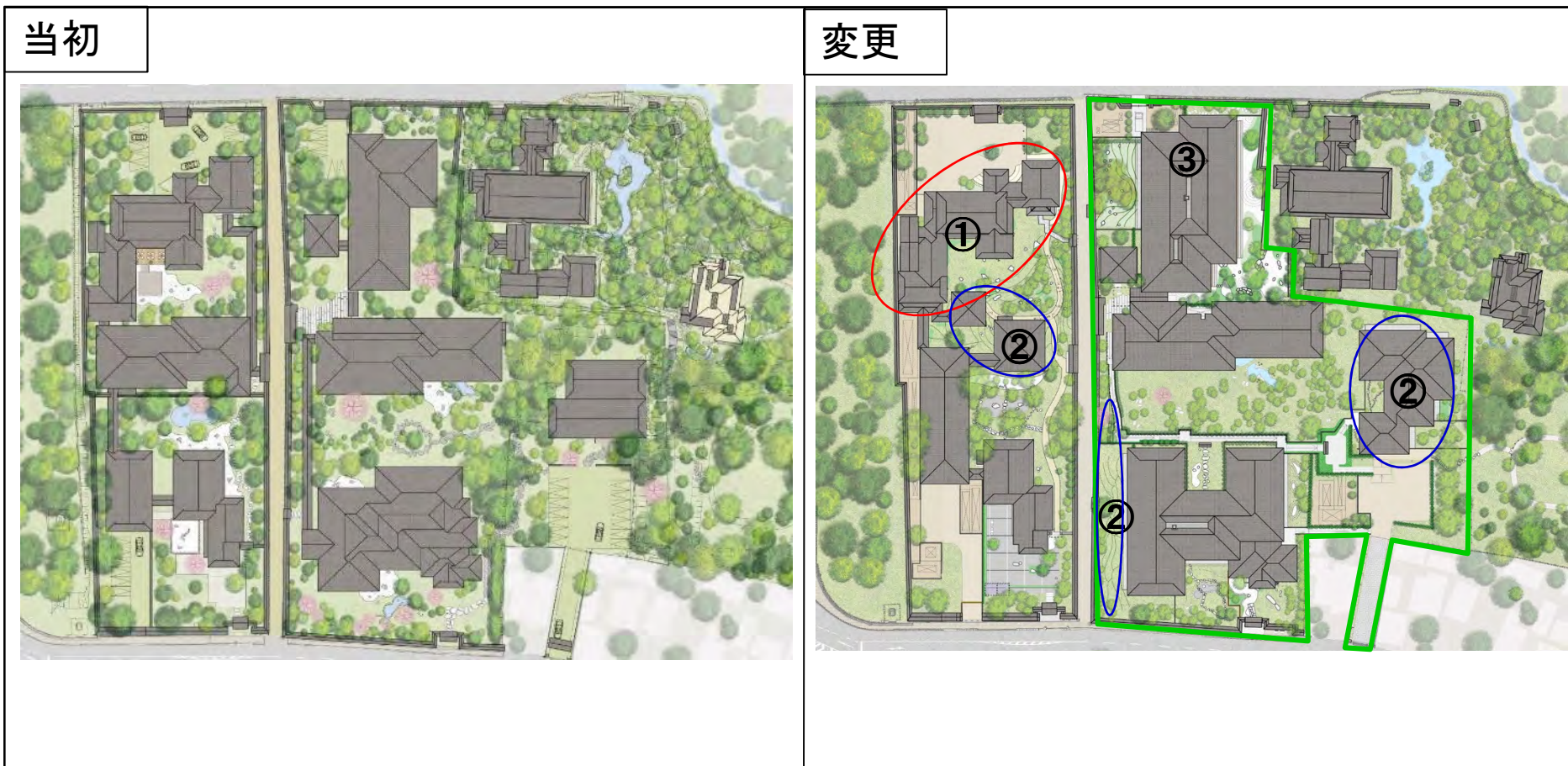
4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

- | | |
|--|----------|
| ① 知事公舎保存活用計画
(外観と公邸部洋館の内観を保存、公邸部和館の空間を保全する配慮) | 22～24ページ |
| ② 敷地内の建物のボリューム感を抑制
(面影を保全する配慮) | 25～29ページ |
| ③ 静寂ゾーンをまとめる (面影を保全する配慮) | 30～32ページ |

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更



4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

① 知事公舎がもつ文化財的価値を継承し、後世に伝えるべく「知事公舎保存活用計画」を策定

- ・ 御認証の間の歴史性を保存
- ・ 耐熱性、耐水性、耐久性を要求される厨房機能を知事公舎外部に増築することにより外観・内部を保存
- ・ 内部空間の持つ雄大さのほか、衣紋掛け、欄間などの部材による歴史性に配慮するなど、保存に十分軸足を置いた整備・活用を実施
- ・ 能舞台の新設をやめ、建物と庭の関係を保存
- ・ 公邸部和館は板間にするものの、元々の間取りが分かるように明示することや、床の間を保存することで、和の空間を保全

4. 計画変更内容

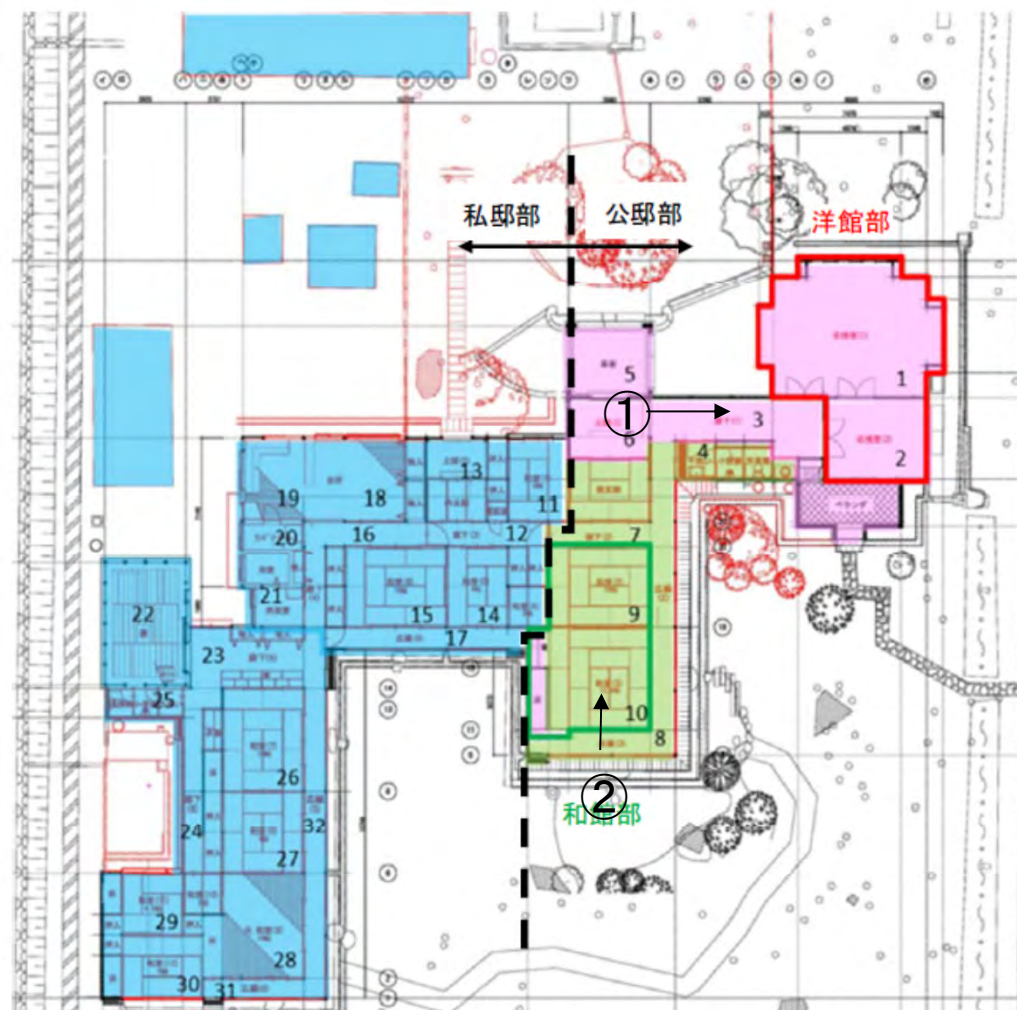
2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

①知事公舎保存活用計画

公邸洋館部 : 全て保存部分

公邸和館部ほか : 保存部分、保全部分

私邸部 : その他部分



視点場① 玄関から御認証の間



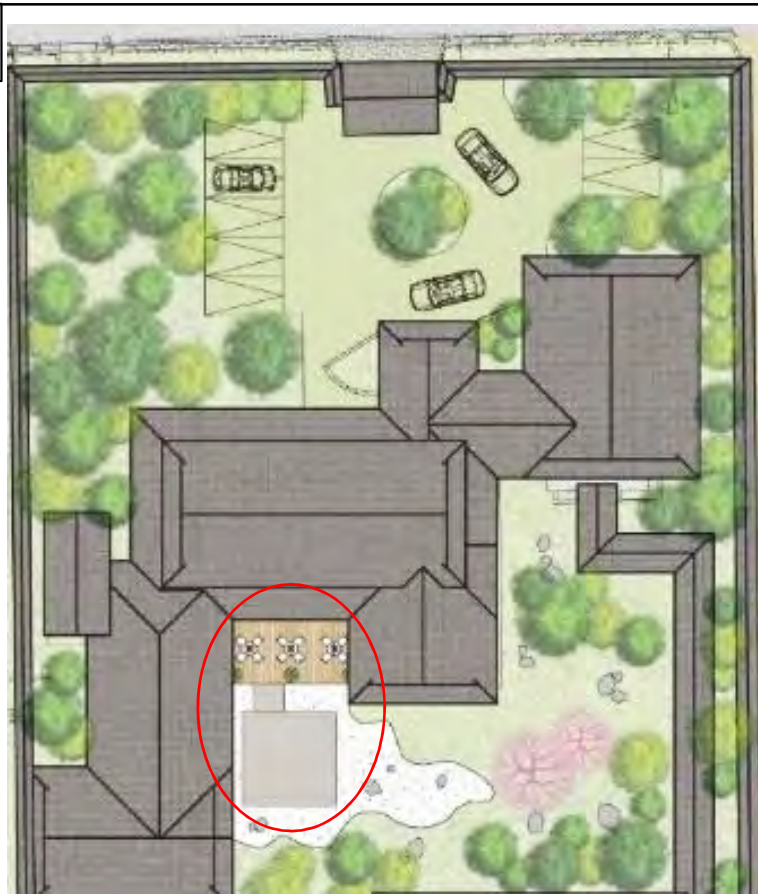
視点場② 大広間

4. 計画変更内容

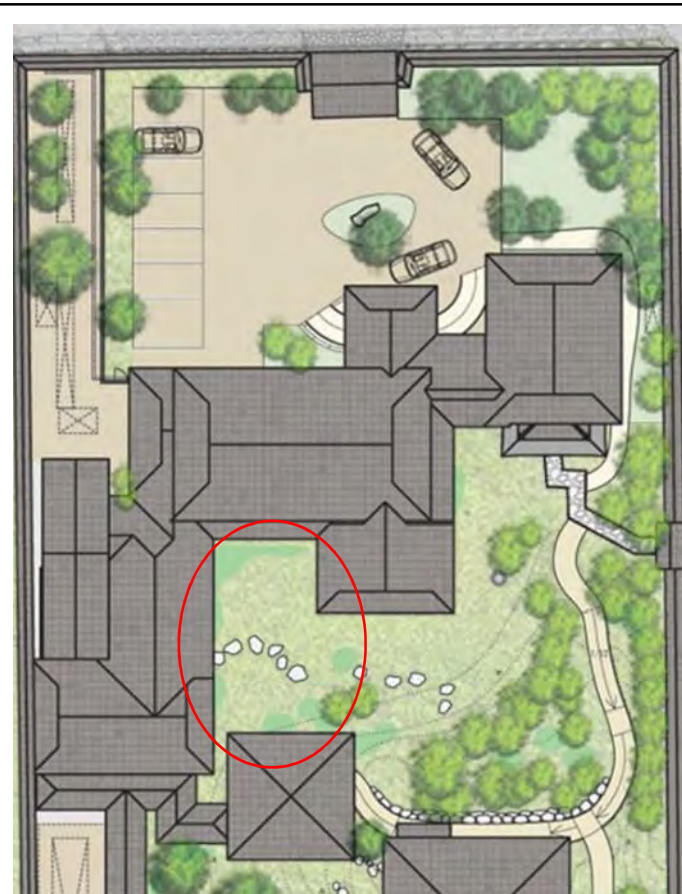
2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

①知事公舎保存活用計画

当初



変更



当初計画では、知事公舎の庭園の一部に能舞台を新設。

能舞台の新設をやめ、建物と庭の関係を保存。

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

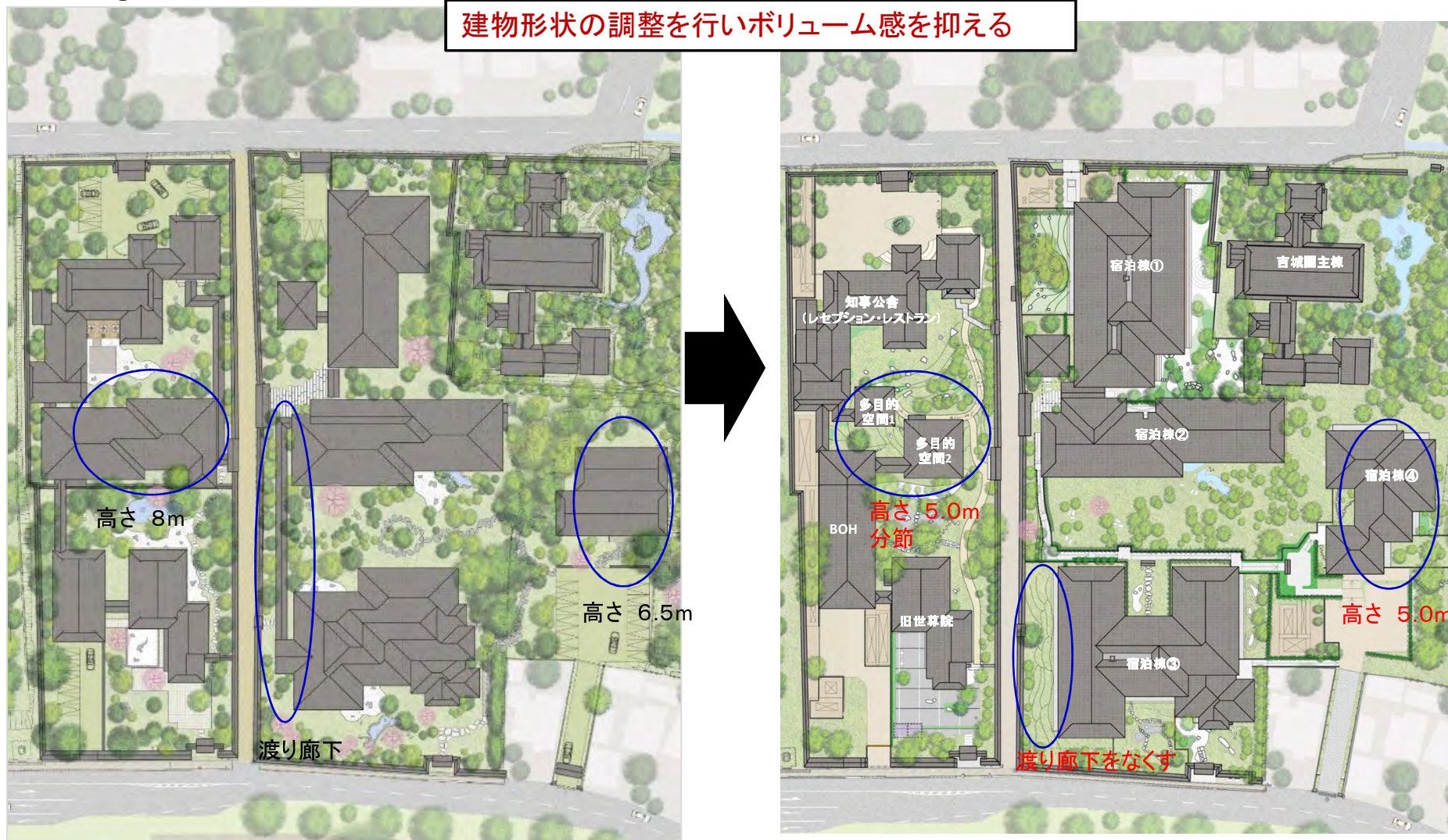
- ② 庭と建物の持つ往時の面影を保全するよう、建物形状を変更するとともに、敷地内の建物のボリューム感を抑制
- ・ 建築物の、高さを抑えるとともに、建物も分節するなどの工夫を実施。
 - ・ 一部の建物では、連結する渡り廊下をなくすことにより、圧迫感をなくし、通りからの景観にも配慮。

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

図面 ②ボリューム感を抑制

建物形状の調整を行いボリューム感を抑える



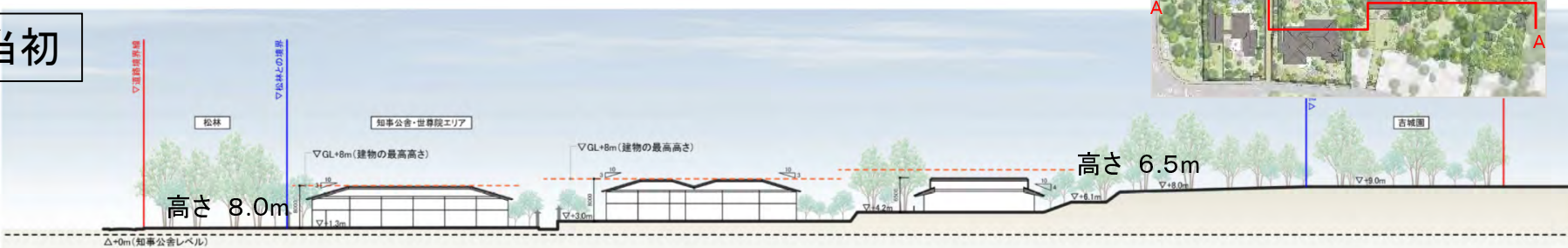
4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

②ボリューム感を抑制

A-A断面図(東西方向)

当初



変更



分節すると共に、
高さを抑制

高さを抑制

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

図面 ②ボリューム感を抑制

旧青少年会館入口

当該地区が従来から持つ、塀に囲われた独特な風情の継承

現状



計画変更案



- ・ 建物形状を工夫して、通りからの景観に配慮した
- ・ 老朽化した板塀門扉を改修
- ・ 現状樹木を保存するため植栽景観に変化なし



当初計画



- ・ 他の門扉と意匠を合わせた屋根付きの門扉を新設
- ・ 現状樹木を保存するため植栽景観に変化なし

視点場位置図



4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

図面 ②ボリューム感を抑制

大宮通から敷地内通路を望む

当該地区が従来から持つ、塀に囲われた独特な風情の継承

現状



計画変更案



- 建物は、通りからの景観に配慮し、圧迫感が出ないように配慮した。
- 土塀や塀沿いの樹林を残すことで、独特な風情を継承

視点場位置図

